

都城市高崎農産加工センター指定管理者候補者選定の概要

都城市高崎農産加工センターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和2年9月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1 趣旨

都城市高崎農産加工センターの現在の指定管理者である高崎町農産加工センター事業協同組合（以下「組合」という。）は、令和2年10月1日付けで、指定管理業務を含む組合の特産品の加工事業等を株式会社ROPE S（ロープス、代表取締役 大内 康勢氏）に事業承継し、解散する予定です。

これを受け、承継団体である株式会社ROPE Sを非公募にて指定管理者候補者として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経て、選定された団体を指定管理者として指定しようとするものです。

2 指定の理由等

(1) 事業承継の背景

都城市高崎農産加工センターは、平成18年1月1日から指定管理者制度を導入し、現在まで、組合が指定管理者として運営しています。組合員のほとんどは、施設の開設当初から地元加工グループ又は指定管理者として、現在に至るまでの25年間、味噌、ドレッシングなど31品目の地元の農産物を利用した加工食品を開発・生産しています。

しかしながら、組合員数減少、高齢化、収益減、後継者育成等が組合の大きな課題となっていました。

そのため、平成29年9月から地域おこし協力隊員（大内 康勢氏）を配置し、組合の管理運営の補助、新商品開発、新規イベント開催等を行い、経営の改善を図ってきました。

組合の収支は改善しましたが、組合員数の減少、高齢化等を理由に、組合は解散を希望するとともに、地域おこし協力隊員の貢献を認め、特産品加工等の事業を承継し、現在の管理運営体制を、地域おこし協力隊員が設立した株式会社ROPE Sで継続することを望んでいました。

(2) 指定の理由

組合及び株式会社ROPE Sの両者から、事業承継に合意した旨の報告書が令和2年4月1日付けで本市に提出されました。合意内容として、現行の組織体制（組合員及び販売職員）及び特産品加工等の事業を全て承継することとし

ております。

したがって、都城市高崎農産加工センターの指定管理者については、非公募で特定している組合の事業承継であるため、株式会社ROPE Sを次の理由により非公募にて指定するものです。

- ① 株式会社ROPE Sは、現在の指定管理者からの事業承継により、これまでと同様、指定管理者の要件である人的、物的体制を保つことができること。
- ② 指定管理業務に関する従業者等の体制をそのまま引き継ぐことから、事業承継後に円滑に指定管理業務を行うことができること。

3 指定管理者候補者の概要

- (1) 団体の名称 株式会社ROPE S
- (2) 代表者名 代表取締役 大内 康勢
- (3) 所在地 都城市都北町5955番地1
- (4) 設立日 令和元年12月24日
- (5) 資本金 500万円
- (6) 業務内容 食品製造業～漬け物全般、ソースドレッシング類、惣菜類

4 指定の期間

令和2年10月1日～令和7年3月31日
(現指定管理者指定期間の残余期間)

5 施設及び業務等の概要

- (1) 施設名 都城市高崎大牟田農産加工センター
所在地 都城市高崎町大牟田856番地8
施設規模 敷地面積 1,241.61㎡
延床面積 450㎡
構造 鉄骨平屋コロニアル葺
施設内容 展示販売室、加工室4室、共同学習室、保管庫、倉庫
業務概要 特産品の加工・開発・生産、農産物及びこれらの加工品等の展示販売
- (2) 施設名 都城市高崎江平農産加工調理センター
所在地 都城市高崎町江平2329番地9
施設規模 敷地面積 江平地区農村環境改善施設の敷地に併設
延床面積 135.37㎡
構造 鉄骨コンクリート造
施設内容 加工調理室、材料倉庫、更衣室、ボイラー室
業務概要 特産品の加工・開発、自家消費加工及び加工体

験

(3) 指定管理業務に係る主な決算の状況（令和元年度）

収 入	指定管理料	0千円
	利用料金	178千円
	販売手数料等	13,615千円
	合 計	13,793千円
支 出	維持管理費	15,598千円
	事業費	429千円
	合 計	16,027千円

6 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

7 申請書類の審査結果

株式会社ROPE Sから提出された申請書類について財務基盤、事業計画、人員体制、予算計画等の管理運営体制の審査を行い、次の項目の全てについて、現在の指定管理者である組合の全ての業務を承継し、事業計画に変更が無いことを確認しました。

- ・市民の平等な利用の確保について

地域密着型販売所として、地元農家からの農産物等を幅広く受け入れ、生産者と連絡調整をしながら利用の促進を図っている。

- ・施設効用の最大限の発揮について

加工室を利用した加工品の生産を行い、施設内で商品として展示販売を行っている。

- ・経済的な管理運営について

光熱水費や原材料費の節減に努め、支出抑制を図りながら堅実な経営を行っている。

- ・安定的な施設の管理運営について

毎月の経営内容を市に報告し、経営の安定化に努めている。

組合の責任体制を引き継ぎ、加工室の営業許可の食品衛生責任者として、食品衛生責任者講習受講済みの者を配置している。

- ・地域への貢献について

都城市内に本店を有しており、地域内雇用を優先している。

地元商工会に所属し、イベントなどを通じて、地域活性化に貢献している。

- ・公の施設を管理するに当たり、必要な基準について

販売所では地元の農産物や加工品を販売し、こだわりの地産地消の店として維持している。

食育の推進を図り、生産者と連携しながら啓発に努めている。

事業計画書概要版

申請団体名 株式会社ROPES

希望する施設名 都城市高崎農産加工センター

(1) 市民の平等な利用に関すること
<ul style="list-style-type: none">・大牟田農産加工センター 地域密着型販売所として、特産品の開発及び地元農産物優先販売を推進する。 地元生産者の受け入れを随時行い、地元生産者と適時連絡調整する。 販売所への苦情や要望については、即時対応し関係者と協議解決する。 施設の清掃美化作業については、定期的に行い、きれいな施設運営を心掛ける。・江平農産加工調理センター 自家消費用、加工体験施設として平等な利用受付を推進する。 施設利用時は指導者を派遣し、安全な加工調理の推進を図る。 施設の苦情や要望については、即時対応し関係者と協議解決する。 施設の環境美化については、利用の都度徹底した清掃を心掛ける。
(2) 施設効用の発揮に関すること
<ul style="list-style-type: none">・特別な事由(災害等やむを得ない事象の発生)がない限り、休館日は1月1日～1月3日の3日間とし、毎日農産物の販売ができるよう搬入体制を整える。 また、加工体験や自家消費用加工の施設利用者には指導者を派遣し、受入体制を充実する。・施設利用者を増やすため、各種イベントや加工体験を計画し、多くの人に来店や加工体験の機会を与えるよう創意工夫する。・市のイベント(町内の各種まつり等)にも積極的に出店し、加工センターのPRをしながら住民との交流も図る。・施設、機械、器具等の修繕については、10万円未満は指定管理者で行う。
(3) 経済的な管理運営に関すること
<ul style="list-style-type: none">・電気、ガス、ボイラー、水道等の利用の際は、使用しない時はこまめにスイッチ等を切り、経費節減に最大限努める。・原材料仕入れについては、卸業者からの購入に心がけ、原材料費の経費削減に努め、商品の値上げを避けるための工夫をする。・機械、器具類は丁寧に扱い、常に掃除を徹底する。
(4) 安定的な施設の管理運営に関すること
<ul style="list-style-type: none">・毎月の経営内容を翌月の15日までに市に報告する。・施設防犯管理については、警備会社に委託契約し、緊急時の連絡網を整備し、迅速に市(産業建設課)と連携できる体制を整える。・現金(大金)の取扱は極力さげ、法人向けネットバンキングを活用した振込サービスを利用する。・販売手数料だけで経営管理ができるよう企業努力をする。・販売(職員又はパート又はアルバイト)は基本1人体制とし、年末やイベント時は1～3人体制にする。・恒例イベントの充実と、県内外にも特産品のPRに努める。・収入は、大牟田農産加工センターの販売手数料と江平農産加工調理センターの施設利用料で、支出については、施設管理費と販売員の人件費やその他一般管理費である。・現在の組合の責任体制を引き継ぎ、加工室の営業許可の食品衛生責任者として、食品衛生責任者講習受講済の4名を業務種別ごと(ソース類製造業・菓子製造業・飲食店営業・食肉販売業(包装食肉))に配置する。

事業計画書概要版

申請団体名 株式会社ROPES

希望する施設名 都城市高崎農産加工センター

(5) 地域への貢献に関すること
<ul style="list-style-type: none">・都城市内に本店を有しており、地域密着型のイベントを実施し、住民のニーズを把握しながら地域に根付いた経営を行う。・地元生産者を優先した農産物販売を行い、生産者と連携しながら地産地消を推進し、地元から長く愛されるお店にする。・地域内雇用を優先し、地域雇用循環型経済に貢献する。・地元商工会に所属し、イベントなどを通じ地域活性化に貢献する。
(6) その他、公の施設を管理するに当たり必要な基準に関すること
<ul style="list-style-type: none">・販売所は常に地元の農産品や加工品を販売し、こだわりの地産地消の店として維持管理する。・食育の推進を図り、生産者と連携をとりながら地域の活性化を図る。・県内外の各種団体研修受入をする中で、地元特産品のPRに努め、特産品を活用した加工品の開発に取り組む。
(7) 公の施設を管理するに当たりアピールしたいこと
<ul style="list-style-type: none">・令和2年1月に高千穂町にある食品製造販売業「ひやくしようや」から事業承継を受けており、製造に関するノウハウや各種商談会を通じた販路拡大に関するノウハウ・経験を本指定管理業務にも大いに活用できる。・当法人の代表が地域おこし協力隊員として、3年間加工センターの管理運営に携わりながら業務に必要な資格取得や情報収集を意欲的に行っており、今後の経営にその知識と経験を活用できる。